

利用者負担額基準額表（月額）（単位 円）

階層区分	定義	3歳児の場合	4歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	3,000 (0)	3,000 (0)
C	1 均等割額のみの世帯	3,000 (0)	3,000 (0)
	2 市区町村民税所得割額 48,600 円未満	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)
D 【市区町村民税所得割額】	1 48,600 円以上 62,000 円未満	10,500 (5,250)	10,500 (5,250)
	2 62,000 円以上 97,000 円未満	12,500 (6,250)	12,500 (6,250)
	3 97,000 円以上 128,000 円未満	16,000 (8,000)	15,500 (7,750)
	4 128,000 円以上 169,000 円未満	18,500 (9,250)	16,500 (8,250)
	5 169,000 円以上 199,000 円未満	19,000 (9,500)	17,000 (8,500)
	6 199,000 円以上 261,000 円未満	19,500 (9,750)	17,500 (8,750)
	7 261,000 円以上 301,000 円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)
	8 301,000 円以上 339,000 円未満	20,500 (10,250)	18,500 (9,250)
	9 339,000 円以上 397,000 円未満	21,000 (10,500)	19,000 (9,500)
	10 397,000 円以上	21,500 (10,750)	19,500 (9,750)

・同一生計の扶養する子どもが3人以上または、市区町村民税所得割額が77,101 円未満の場合
 扶養する子ども（年齢制限なし）を最年長から数えて、入園児童の何人目にあたるかにより次の
 金額となります。

1人目・・・全額 2人目・・・2 段目（ ）内の金額 3人目以降・・・無料

・同一生計の扶養する子どもが2人以下かつ所得割額が77,101 円以上の場合、
 小学校3年生までの子どもを最年長から数えて次の金額となります。

1人目・・・全額 2人目・・・2 段目（ ）内の金額

・学年齢で決定するため、年度の途中で4歳になっても、「3歳児の場合」の金額になります。